

市川市子ども・子育て会議について

1. 子ども・子育て会議とは

市川市子ども・子育て会議条例(抜粋)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

○これまでの主な審議事項

- ・市川市こども計画(子ども・子育て支援事業計画)の策定、評価
- ・特定教育・保育施設の利用定員の設定
- ・家庭的保育事業等（特定地域型保育事業）の認可（利用定員の設定）
- ・認可保育施設の利用料金（保育料）の改定
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可

2. 今期の審議予定・スケジュール

・令和7年度

開催時期	審議予定
7月28日 (今回)	(1) 正副会長の互選について (2) 市川市子ども・子育て会議について (3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について (4) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
10月下旬	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の令和6年度進捗状況について (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
1月または3月	(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について

・令和8年度

開催時期	審議予定
年3回程度の開催	(1) 市川市こども計画中間見直しに向けた調査について (2) 市川市こども計画の令和7年度進捗状況について